

県央・県南エリア周遊促進事業業務委託
審査基準

(1) 審査基準

提案された企画は次の項目により審査する。

項目	内容
1 基本事項	
コンセプト	・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか
経験等	・今までの類似業務の実績
見積金額	・見積金額は妥当な金額か
2 企画内容	
企画構成	・仕様書の内容は全て盛り込まれているか ・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか
魅力の PR	・中部振興局管内の魅力を十分に PR できる内容となっているか ・効果的な情報発信となっているか
波及効果	・事業の波及効果及び事業終了後の事業実施効果が見込まれるか
その他	・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか
3 業務管理体制	
実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか
業務企画・ 作業工程	・作業ごとに開始、終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか

(2) 審査及び決定通知

① 審査方法について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、書面審査において最優秀提案 1 件を選定する。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。一往復のみ、審査委員から提出された意見・質問を大分県中部振興局から提案者に対してメールにより送付し、同日から休日及び祝日を除き 2 営業日以内を回答期限として質疑応答を行う。

② 提案者が 1 者の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した

場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

- ③ 提案者がいない場合
ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。
- ④ 審査結果は、令和3年7月16日（金）を目処に文書及びE-mailにより通知する。
- ⑤ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。